

武雄温泉保養村資源活用プロジェクト業務委託 仕様書

1 委託業務名 武雄温泉保養村資源活用プロジェクト業務委託

2 委託場所 武雄市武雄町地内

3 委託期間 業務委託締結の日から平成29年3月31日

4 業務内容

本事業は、「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に定められた基本理念に基づき、武雄温泉保養村（以下「保養村」という。）の交流人口の増加を図ることを目的とした業務である。

平成27年度には、アンケートを活用したマーケティングや資源活用調査、ワークショップを開催した。それを踏まえ、あるものを活かし、また新たな資源を発掘することで、来てもらう・住んでもらうまちづくりにむけた事業に取り組む。

(1) 事業の概要

- ① 資源活用プロジェクト実施業務及び運営計画策定業務
 - ・保養村でしか体感、体験できないものづくり（例_武雄地産地消BBQ等）
 - ・子育て中のママと子どもたちが集う空間づくり。（例_コンテナハウス等の活用）
 - ・その他目的の達成に資するもの。
- ② ハード整備（設計・施工・備品購入等）及びトライアル運営等
 - ・上記業務に係る整備・トライアル運営。
 - ・距離表示ポスのデザイン設計（設置工事は市で行う）。
 - ・その他目的の達成に資するもの。
- ③ 資源活用イベントの実施運営
 - ・成果やコンセプトが、来年度以降も継続してPRできるもの。
- ④ 情報発信
 - ・費用対効果をふまえた効果的なPR。

※ハード整備等実施事業者については、原則地元事業者を活用すること。

(2) 検討・実証した内容等の業務報告及び成果品の提出

5 提出書類

(1) 業務着手時

- ・ 実施日程表
- ・ 責務責任者届

(2) 業務完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 成果品引渡書

6 成果品

- (1) 武雄温泉保養村資源活用プロジェクト業務報告書（A4版） 1部
- (2) 上記（1）及び使用資料等のデジタルデータ
（Microsoft Word、Excel、Power Point 形式又はPDF形式とする。） 1式
- (3) 報告書の様式、使用する字体等については、受託先の任意のものとする。
- (4) 成果品の納入場所は、担当部局とする。

7 委託業務の実施体制

受託業者において、必要な職員による現地調査等を実施するものとする。

8 留意事項

- (1) 成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当部局と協議の上決定する。

9. 個人情報の取扱い

発注者及び受託業者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託業者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 受託業者は、本業務により取得した個人情報(発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了(解除の場合も含む)した後においても同様とする。
- (3) 受託業者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了(解除の場合も含む)した後においても同様とする。
- (5) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複製し、又は複製してはならない。
- (6) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- (7) 受託業者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後(解除の場合も含む)速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去を指示した時は当該指示に従うものとする。
- (9) 受託業者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受託業者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託業者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

10 担当部局

武雄市 営業部 観光課 観光係
担当：永尾、草場
〒843-8639
佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1
TEL 0954-23-9237
FAX 0954-23-7102